

重要事項説明書

～保険約款上の免責事項とお客様の義務・留意事項のご説明～

本書は、保険金をお支払いできない場合やお客様の義務等、ご契約のお申込みにあたって特にご注意いただきたい事項を記載しております。本書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容につきましては、「商品パンフレット」の他、詳細は約款等をご参照ください。

対象保険種

- 海外投資(株式等)保険

目次

ご留意いただきたい事項	1
1. 保険金をお支払いできない主な場合	
(1) 免責となる主な場合	2
(2) 保険金不払い又は返還となる主な場合	2
(3) 保険契約解除・失効となる主な場合	3
2. お客様に履行していただく約款上の主な義務について	
(1) 保険契約締結時のお客様の義務	5
(2) 保険契約締結から保険金ご請求までのお客様の義務	6
(3) 保険金のご請求から回収までのお客様の義務	9
3. その他ご留意いただきたい主な事項	
(1) 権利侵害が発生した場合の保険金支払要件について	10
(2) 事業休止が発生し1月以上経過した日が保険期間満了後となった場合	10
(3) 評価額の基礎とする書類について	11
(4) 出再に伴う再保険会社等への情報提供について	12
(5) てん補対象企業が所在する国又は地域以外での損害について	12

ご留意いただきたい事項

- 1 お申し込みいただく保険契約には、保険商品に応じた日本貿易保険（以下「NEXI」といいます。）の約款等（保険約款、運用規程その他ご契約の保険商品に適用のあるすべての規程をいいます。以下同様とします。）や保険証券等に記載の特約が適用され、当該約款等や特約が契約の内容となります。保険商品の内容につきましては、海外投資保険の「商品パンフレット」及び約款等を併せてご確認ください（NEXI ウェブサイト（<https://www.nexi.go.jp>）のお役立ちコンテンツよりダウンロードできます。）。
- 2 免責事項に該当する場合、又はお客様の故意・過失により発生した損失及びお客様が約款等や保険証券等に記載の特約に定められた義務を履行しなかった場合等に生じた損失に対しては、保険金をお支払いできない、又は一旦お支払いした保険金をご返還いただく場合がございます。その場合であっても保険料は返還できません。

「お客様」とは、被保険者を意味する場合と、保険契約者、被保険者、若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の役員、代理人若しくは使用人を意味する場合がございます。詳しくは、約款等をご確認ください。以下同様とします。

主な関連規程

- ① 法律・政令等
 - ・貿易保険法
 - ・貿易保険法施行令
 - ・貿易保険法施行規則
- ② 海外投資保険約款等
 - ・海外投資（株式等）保険約款
 - ・海外投資保険手続細則
 - ・海外投資保険運用規程
 - ・（ご参考）海外投資保険 Q&A
- ③ 共通規程
 - ・貿易保険共通運用規程
 - ・貿易保険の保険料率等に関する規程

詳しくは日本貿易保険ウェブサイト（<https://www.nexi.go.jp>）をご覧ください。

1. 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 免責となる主な場合

以下に該当する損失に対して保険金は支払われません。なお、以下の損失以外でも保険金が支払われない場合があります。これらの場合、保険料は返還できません。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

- ① お客様又は投資先企業若しくは再投資先企業の故意又は重大な過失により生じた損失
- ② 海外投資に関してお客様が法令(外国の法令を含みます。)違反によって取得した株式等、配当金請求権又は取得金等について生じた損失
- ③ お客様が不正競争防止法(平成5年法律第47号)又は刑法(明治40年法律第45号)の贈賄に関する規定違反によって取得した株式等、配当金請求権又は取得金等について生じた損失
- ④ 保険責任の開始日前、又は保険責任の終了日以降に生じた事由による損失
- ⑤ お客様の告知義務違反によりNEXIが解除した保険契約における損失(ただし、保険契約の解除前に生じた当該告知事項に基づかない損失は除きます。告知義務については5ページを参照ください。)
- ⑥ お客様が損失の防止軽減等の義務の履行を怠った場合において、その義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる損失

(2) 保険金不払い又は返還となる主な場合

以下の場合等においては、保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は一旦お支払いした保険金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。その場合であっても、保険料の返還はできません。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

- ① お客様又は投資先企業若しくは再投資先企業の過失(重大な過失を除きます。)により損失が生じたとき

- ② お客様が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき

保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告がある場合も含まれます。

- ③ お客様が約款の条項に違反したとき
- ④ お客様が、反社会的勢力等に該当し、又は反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき
- ⑤ お客様が正当な理由なく保険請求期限内に保険金請求を行わないとき

(3) 保険契約解除又は失効となる主な場合

以下の場合等においては、保険契約を解除する又は保険契約が失効することがあります。その場合、保険料の返還はできません。詳しくは、「商品パンフレット」及び約款等をご確認ください。

- ① 保険契約のお申込の当時、お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実について、故意又は過失によって、告知しない、又は真実でないことを告げたとき
- ② お客様がてん補対象企業(被保険投資の相手方及び再投資先企業のうち、てん補の対象とする企業をいいます。)に対する投資について重大な変更を行った場合であって、当該変更内容をNEXIが書面で承認しないとき又はNEXIが当該変更内容の承認に際して付帯した条件が成就されないとき
- ③ お客様がてん補対象企業に対する直接又は間接の投資について重大な変更の通知を怠ったとき
- ④ NEXIの指定する日までにNEXIの指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったとき
- ⑤ お客様が約款の条項に違反したとき

- ⑥ 環境ガイドラインに基づき、お客様がNEXIに提出したスクリーニングフォームの内容の全部又は一部が、お客様の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき
- ⑦ お客様が株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき
- ⑧ お客様が、反社会的勢力等に該当し、又は反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき

※重大な変更に該当する主な事項

- ① 被保険投資の相手方又は再投資先企業の変更
- ② 被保険投資又は再投資に係る投資先国等、てん補対象企業若しくは中間企業の所在する国若しくは地域又は事業国等の変更
- ③ 被保険投資の相手方又は再投資先企業の事業内容の変更
- ④ 被保険投資又は再投資に係る投資先国等、再投資先国等又は事業地国等の政府等との間の契約等の内容の変更

詳細については海外投資保険手続細則別表2(「重大な変更」)をご参照ください。

2. お客様に履行していただく約款上の主な義務について

お客様が約款上の義務を履行しなかった場合は、NEXI は保険金をお支払いできない、又は一旦お支払いした保険金を NEXI にご返還いただく場合がございますので、十分ご留意願います。告知義務違反の場合には、保険契約を解除することがあります。その場合、保険料の返還はできません。

以下は、お客様に履行していただく約款上の義務のうち、特に重要な義務について記載したものです。以下に掲げた義務以外にも、履行していただく約款上の義務がございますので、「商品パンフレット」及び約款等を必ずご確認ください。

(1) 保険契約締結時のお客様の義務

① 告知義務

お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実のうち、保険の申込時点で判明している事実は、保険契約申込時に申告していただく必要があり、これを告知義務といたします。(例えば、投資先企業の事業の遂行上特に重要な権利を外国政府等に侵害されている事実などが考えられます。)

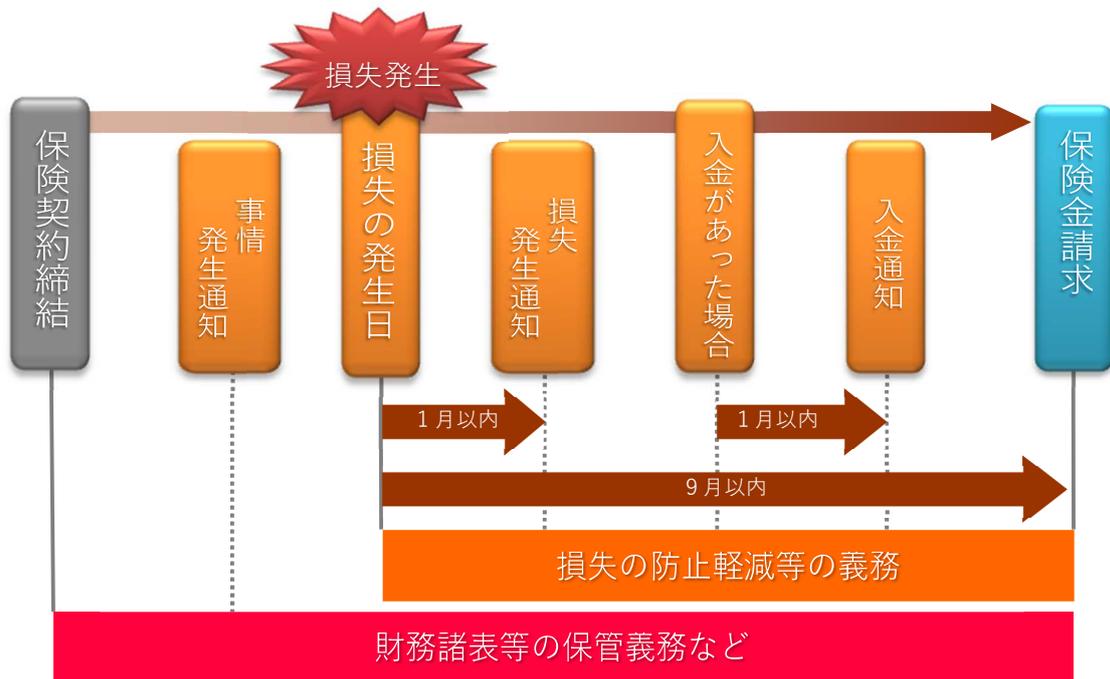
なお、告知内容によっては、保険契約をお申込みいただいてもお引き受けできない場合があります。また、お客様が、損失を受けるおそれのある重要な事実について、故意又は過失により、これを告げず、又は真実でないことを告げたときは、保険契約を解除する場合があります。

② 贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等

保険のお申込に際して、贈賄防止等の誓約と、過去 5 年以内の贈賄関与に関する申告をしていただく必要があります。

※ 保険契約期間中に、お客様が不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、NEXI に速やかにご連絡ください。

(2) 保険契約締結から保険金ご請求までのお客様の義務



① 損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務

損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、当該事情の発生を知った日から1月以内に、**事情発生通知書**により NEXI にご連絡ください。損失を受けるおそれが高まる事情とは、次の(ア)又は(イ)の場合を指します。

(ア) 主に以下のような事由により、てん補対象企業が損害を受けた場合

- ・ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱
- ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象
- ・ 国際連合その他の国際機関、投資先国、事業地国以外の国による経済制裁
- ・ ゼネラルストライキ、ストライキによる輸送施設の機能の停止
- ・ 事業の遂行上特に重要なものに対する外国政府等による権利侵害
- ・ 配当金の支払請求権を外国政府等により奪われたこと
- ・ 外国政府等による対象株式等喪失支払金等の管理、送金許可の取消し又は没収

- (イ) 戦争や異常な自然現象等によって発生した損害を原因としててん補対象企業に
1月以上の事業休止が発生した場合

※「損失を受けるおそれが高まる事情」に関して、手続細則に規定がございますので、そちらも併せてご確認ください。

※ 戦争などで損害を受けて事業が休止した場合、休止の時点では「事業の継続の不能」と「1月以上の事業の休止」のどちらに該当するか判断できない場合があります。その場合には、事業の休止が1月以上となったことを知ったときに、「1月以上の事業の休止」が発生したとして、「事情発生通知書」をご提出いただきます。（その後、「事業の継続の不能」が確定した場合又は事業を再開して損失額が確定した場合に「損失発生通知書」をご提出いただきます。）

※「事情発生通知書」はNEXIウェブサイト(<https://www.nexi.go.jp>)よりダウンロードできます。通知書についてご不明な点がございましたら、NEXI までお問い合わせください。

② 損失の防止軽減等の義務

損失を防止軽減するため、他の債権における注意と同様の注意をもって、保険事故の対象である株式等、配当金請求権、送金不能額などてん補対象企業に対する直接又は間接の投資に関する権利等を管理していただき、一切の合理的措置を講じていただく必要があります。

損失の全部又は一部の賠償を受けることができる場合は、その賠償請求権の行使又は確保に必要な手続をとっていただく必要があります。

損失の防止軽減等の義務の内容は具体的な場合に依りて異なりますので、取るべき合理的措置についてご不明な点がございましたら、NEXI までお問い合わせください。

※ お客様が損失の防止軽減等の義務の履行を怠った場合、その義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる損失については、保険金をお支払いすることができません。

※ 損失の防止軽減等の義務の履行のために要した合理的費用は、原則としてその義務の履行によって取得した金額を上限として NEXI が負担します。

③ 損失発生のお知らせ義務

本保険によりてん補されるべき損失の発生を知った日(事業の休止の場合には、原則事業再開日)から1月以内に**損失発生通知書**により NEXI にご連絡ください。

※ 損失が発生した場合は、上記通知期限内であっても早めに NEXI にご相談くださいますようお願いいたします。事業休止から1月経過した時点で「損失額が確定していない」場合には、(2)-①に記載の「事情発生通知書」をご提出していただき、「事業が再開したこと(再開日)」を知った日から1月以内に「損失発生通知書」をご提出いただきます。

※ 「損失発生通知書」は NEXI ウェブサイト(<https://www.nexi.go.jp>)よりダウンロードできます。通知書についてご不明な点がございましたら、NEXI までお問い合わせください。

④ 入金のお知らせ義務

損失発生通知書を提出いただいた後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額がある場合には、入金日から1月以内に**入金通知書**により NEXI にご連絡ください。

【ご注意ください事項】

(2)-①に記載の「事情発生通知書」、(2)-③の「損失発生通知書」及び(2)-④の「入金通知書」を規定の期間内にご提出いただけない場合や(2)-②の損失の防止軽減等の義務を履行していただけない場合には、保険金をお支払いできないこともございますのでご注意ください。

(3) 保険金のご請求から回収までのお客様の義務

① 回収義務

保険金のご請求をされた後においても、保険事故の対象となっている株式等、配当金請求権、送金不能額などてん補対象企業に対する直接又は間接の投資に関する権利を十分な注意をもって管理していただき、直接又は被保険投資の相手方若しくは再投資先企業を通じてその権利行使に努めていただく必要があります(ただし、当該権利行使の相手方についての破産手続開始の決定がなされたことその他やむを得ない事情により当該権利を行使することが困難である旨 NEXI の認定を受けたとき又は NEXI に権利行使等の委任を行った場合は除きます)。

管理義務・回収義務の内容は具体的な場合に依りて異なりますので、努めるべき権利行使についてご不明な点がありましたら、NEXI までお問い合わせください。

② 回収義務の履行状況の報告義務

NEXI に権利行使等の委任を行った場合や権利を行使することが困難である旨 NEXI の認定を受けた場合を除き、保険金の請求日※から3月ごとに回収義務履行状況報告書を NEXI に提出いただきます。ただし、損失の発生日から2年を経過したものについては、1年ごとの提出となります。

※ 例外として、貿易保険共通運用規程内の履行状況報告を要する事情の発生を知ったことなどにより履行状況報告書を提出した場合には当該報告の日、回収金通知書を提出した場合には当該通知の日、回収義務終了認定申請を行い NEXI の認定を得られなかった場合には当該不認定の通知の日、から 3 月ごとに回収義務履行状況報告書を提出いただくことがあります。ただし、上記にかかわらず状況変化を知った場合には速やかにご連絡ください。

③ 回収金納付義務

お客様が保険金をご請求された後に回収した金額があるときには、回収した日（保険金が支払われる前に回収した金額があるときは、保険金支払日）から1月以内に NEXI に **回収金通知書** をご提出ください。NEXI では、同通知に基づき回収金納付請求書を発行いたしますので、支払期限日までに請求額全額をお振込みください。

3. その他ご注意いただきたい主な事項

(1) 権利侵害が発生した場合の保険金支払要件について

外国政府等による行為の結果、てん補対象企業の権利・利益等について損失が生じたとしても、その行為が合法的なものである場合には保険金支払いの対象とはなりません。国際法又は国内法に照らして違法な行為であることが保険金支払いの要件となります。

違法な行為であることの認定にあたっては、国内法違反の場合は裁判による判決が必要となります。国際法違反の場合は、必ずしも国際仲裁による判断等を求めるものではなく、仲裁判断の事例や公正な第三者意見を参考に、違法な行為に該当するかを個別に判断します。

(2) 事業休止が発生し1月以上経過した日が保険期間満了後となった場合

保険金をお支払いする要件として、保険期間中に保険事故が発生している必要があります。なお、事業休止が生じたことによる損失をてん補する場合は、保険期間の満了日から1月後の日を保険期間の終了日とします。ただし、証券記載の保険期間が30年となる場合を除きます。

(3) 評価額の基礎とする書類について

海外投資(株式等)保険において収用・権利侵害リスク、戦争リスク、不可抗力リスクによる保険事故が発生した場合には、保険事故の損失額(本保険でてん補するリスクと因果関係がある損失額をいいます。)を算定するために、てん補対象企業に係る保険の対象の「損害の発生の直前の評価額」と「保険事故事由の発生直後の評価額」が確認できる必要があります。

具体的には、お客様に以下の書類のいずれかのご提出をお願いします。また、以下に限らず、保険期間中は財務諸表等(お客様、てん補対象企業、中間法人の財務諸表等を含みます。)を保管していただくようお願いします。

◆ 投資先企業の保険事故の損失額を算定する場合

- ① 投資先企業の財務諸表等(公認会計士が監査又はレビューしたもの)
ただし、保険金額の設定にお客様の財務諸表等の金額を用いている場合は、お客様の財務諸表等(公認会計士が監査又はレビューしたもの)
- ② ①で提出すべき投資先企業の財務諸表等の提出が困難な場合は、お客様の財務諸表等(公認会計士が監査又はレビューしたもの)の作成の基礎となる投資先企業の財務諸表等(公認会計士が監査又はレビューしていないもの)

◆ 再投資先企業の保険事故の損失額を算定する場合

- ① 再投資先企業の財務諸表等(公認会計士が監査又はレビューしたもの)
ただし、保険金額の設定に当該企業の出資者の財務諸表等の金額を用いている場合は、当該出資者の財務諸表等(公認会計士が監査又はレビューしたもの)
- ② ①で提出すべき企業の財務諸表等の提出が困難な場合は、当該企業の出資者の財務諸表等(公認会計士が監査又はレビューしたもの)の作成の基礎となる当該企業の財務諸表等(公認会計士が監査又はレビューしていないもの)

「直前評価額」の書類としては、事故が発生する前の直近のもの、「直後評価額」の書類としては、事業継続不能の場合は、事故以降で事故が発生した時点に最も近いものを提出していただきます。1月以上の事業休止の保険事故の場合は、事業を再開した日以降でその再開日に最も近いものを、事業再開の見通しが不明だとNEXIが認めた場合は、事業休止が1月以上継続した日以降の任意の日のものを「直後評価額」の書類としてご提出いただきます。

「直前評価額」、「直後評価額」の書類に関して、上記のいずれの書類の写しもご

提出が困難な場合は、ケースバイケースで NEXI が評価額の基礎となる書類を判断させていただきます。

(4) 出再に伴う再保険会社等への情報提供について

NEXI では、財務の健全性を維持するための効果的かつ効率的な手法として、民間再保険会社等への出再を活用する場合があります。

出再にあたっては、ご契約情報等を民間再保険会社等に提供する場合があります。その際には再保険会社等と守秘義務契約を締結するなど情報の保護のために適切な措置を講じます。

同情報提供につき、事前にお客様にご連絡が必要等のご事情がある場合には、所定の様式を保険申込書に添えてご提出ください。

(5) てん補対象企業が所在する国又は地域以外で生じた事由について

てん補対象企業が当該企業の所在する国又は地域以外に保有する主要な事業資産等について受けた損失は、当該主要な事業資産等が所在する国又は地域が証券に記載されていなければ保険金支払いの対象とはなりません。

ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください

受付時間: 月～金曜日、9時～12時、13時～17時30分(祝祭日・年末年始を除きます。)

保険のお申込み、その他 一般的なお問い合わせ	本店 投資保険部	
	投資保険第一グループ	TEL 03-3512-7668
	投資保険第二グループ	TEL 03-3512-7600
保険事故・回収に関するお 問い合わせ	本店 査定・回収部 査定グループ、回収グループ	TEL 0120-673-094

NEXI は、現在、保険商品ごとに重要事項説明書の改訂を順次行っております。本重要事項説明書において説明した内容が他の保険商品にかかる重要事項説明書に含まれていない場合等であっても、他の保険商品の条項の解釈に影響を与えるものではありません。保険商品の契約にあたっては、約款等を必ずご確認ください、お客様自身の責任で分析検討いただくようお願い致します。